財 調 查委員会

曹洞宗文化財調査委員会

嘉永五年五月、 龍門寺より駒木根直太夫

(5)殿外一名宛。 証文之事

四七三

秋 田 109

龍門寺

嘉永五年六月、龍門寺より駒木根直太夫 状 一通

殿外一名宛。

証文之事 状一通

(1)~(2)を包紙に一括。

[借用証文等]

包

(状二三通

寺より和泉屋七之助殿宛。 嘉永五年七月二三日、 龍門寺役寮外三ヵ

拝借証文之事 状一通

り佐佐部市右衛門殿宛

証文之事 状一通

嘉永四年(一八五一)一一月、

龍門寺よ

借用証文之事 状一通

嘉永四年一二月、龍門寺より岩井伝八郎

与五左衛門殿宛 嘉永五年八月、龍門寺外一ヵ寺より爪生

嘉永五年一一月、石塚寛左衛門より龍門 〔拝借金上納受取ニ付覚〕 状 一通

寺役寮より神坂清右衛門殿宛

拝借証文之事

状一通

(9)

[金子受取ニ付覚]

状一通

寺御役僧中宛。

嘉永五年 (一八五二)

正月一六日、

龍門

証文之事 状一通

り龍門寺御役僧中宛。

嘉永五年一二月朔日、

爪生与五左衛門よ

(10) 嘉永六年(一八五三)五月朔日、 拝借証文之事 状一通

名宛。太平寺(由利本荘市岩城赤平字鶴 看司太平寺外一ヵ寺より奥村利市郎殿外

巻) は当寺末寺。 嘉永六年七月、龍門寺外二ヵ寺より駒木 拝借金証文之事 状一通

根直太夫殿宛。

ヵ寺より作佐部市右衛門様宛 安政二年(一八五五)四月、 借用証文之事 状一通 龍門寺外

安政二年一二月、龍門寺より新妻藤左衛 借用証文之事 状一通

No. 373

龍門寺

門様宛。

〔金子書付〕

状一通

子年八月二五日、 子年六月八日。 拝借証文之事 龍門寺より有賀三郎助

(16)子年一一月一六日、石塚官左衛門より龍 〔金子受取ニ付覚〕 状一通

子年一二月二七日、□所より龍門寺御使 [金子受取ニ付覚] 状一通

〔借用証文之事・納米書付覚〕 状二

①・②を一括 借用証文之事 状一通

亥年一二月二四日、 龍門寺役寮より八

百屋□右衛門殿宛 〔納米書付覚〕

27 惣持寺出世公文 状一通

洞

無端菌

通幻 髙

亥年一二月、龍門寺役寮より御米屋年

(19)〔借用証文之事・納米書付覚〕 状二

①・②を一括

借用証文之事 状一通

野七之助殿宛 亥年一二月二四日、龍門寺副司より狩

〔納米書付覚〕

番中様宛 亥年一二月、龍門寺役寮より御米屋年

中宛。 年未詳(近世)九月晦日、方丈様御侍者 有賀三郎助書状 状一通

年未詳(近世)九月晦日、龍門寺様御役 有賀三郎助書状 状一诵

家今町儀三郎の弟の件。 末寺の西林寺(由利本荘市松本寺ノ下)の檀 惣代三太郎外一名より龍門寺御役寮宛。 当寺 僧中宛。 安政四年(一八五七)一二月、松本村檀頭 奉願離檀書一札之事 状一通

○一寂)の転衣補任の件。光禅寺は由利本荘 禅寺宛。四六四九七世。雄道一山(光禅寺二 四世、当寺三四世)の弟子、一毛覚雄(一九 山記―總持禅寺開山以来住持之次第―』本編 市松ヶ崎字光禅寺前。納冨常天外一名編『住 安政五年(一八五八)四月一九日、授与光

授與

四万六千四百九十七世

就當山住持職之事任

日城曹洞出世第一之本寺 諸截山鄉持禪寺者依為 者也仍公文状如斯 綸旨轉衣補任覺雄和尚

實章 本 本 卷 卷 卷 太源配

27 物持寺出世公文

(大本山總持寺、平成二三年) 『住山記』では「光福寺」とする。 の九四三頁参

龍門寺宛。翌年仲秋の輪住を請う。当寺三一 安政五年八月一六日、普蔵院衝宗より呈投 普蔵院輪住請状 状一通

世是道英苗(一八六三寂)に宛てたもの。衝

冨常天編前掲書の六四頁参照 増参寺(静岡県磐田市匂坂中)の二三世。納 宗佛天(一九〇一寂)は總持寺普蔵院輪住、

戊午年(安政五年)仲秋(八月)一六日、 **惣持寺五院住持職請状** 五院住持の輪住年より年代比定。 状一通

30 [条書] 状一通

35

翌年の住持職の請状

三〇世天外達道(一八七八寂)宛。 安政五年一○月、染屋半左衛門より、

を記す。 外五名より。龍門寺・閑居地・門前地の広さ 安政五年一二月、町奉行在役中井上泰太郎 山内并門前地御改帖 <u></u> ⊞

より龍門寺様御役寮中様宛。 安政六年(一八五九) 差上申一札之事 状一通 四月、 隣接する境内地 染屋半左衛門

の件。

33 安政六年八月一三日、 惣持寺住持職請状 諸嶽山惣持現方丈太 状一诵

文化財調査委員会は、宗門寺院が保有

八六三寂)の總持寺普蔵院輪住の件。英苗は

[岩城家ヵ達書] 包 (状二通

(1) (1)と(2)を包紙に一括。 岩城家ヵ達書 状一通

江宛。是道英苗は当寺三一世。 文久二年(一八六二)二月、 龍門寺英苗 隠居の件。

岩代家ヵ達書 状一通 憲正院

の御焼香と隠居の件。 文久二年二月、龍門寺英苗江宛。

門寺宛。五院住持の輪住年及び、本文中の (文久三年〈一八六三〉) 七月一八日、 駒木根肇書状 状一通

龍

36 寺録帳 _ 冊

文久三年九月

英苗就遷化」の記載より年代比定。

まとめる。 龍門寺三一世(是道英苗)代の納米などを 寺内人別御改ニ付書上帳 一冊

平寺龍光より小川源兵衛殿外二名宛。 元治元年 (一八六四) 七月、 龍門寺看司太 西山龍

源衝宗より普蔵院是道和尚宛。是道英苗(一 散逸をふせぎ、保存の処置を講ずるため に、調査を行うとともに、その結果を する典籍、文書、絵画等の文化財の破損 『曹洞宗報』誌上に公表しております。

思想を含んだものも存在しています。そ しておりますが、これは宗門の歴史的実 れらについては、そのつど注意書きを付

見地からみて、およそ容認し得ない差別

本掲載資料の中には今日の人権擁護の

上げます。 えて掲載するものであり、その点、十分 にご理解をいただけますようお願い申し

院及び資料閲覧者におかれましては、人 ては、差別文書でありますので、当該寺 害』者差別」「性差別」等の内容につい 特に「切紙」中、「部落差別」「『障

う重ねてお願いいたします。 権擁護・反差別の見地に立って厳重に保 差別の拡散、助長になりませんよ

田 版 部

態をあきらかにするための資料としてあ

〈文書〉 41 拝納書



び末寺一九ヶ寺の僧と下男の人数を記す。 本荘市岩城赤平字鶴巻)一九世。龍門寺およ 光(一八六九寂)は当寺末寺の太平寺(由利 奉願口上之覚 状一通

沢)本寺職の件の御窺い。寶山秀岳(一八九 御役寮宛。鷲泉寺(秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ 山矢島領玉米村蔵立寺秀岳外二名より龍門寺 六寂)は蔵立寺(由利本荘市東由利蔵字蔵) 元治二年(一八六五)三月一〇日、 拙寺末

兀治二年三月一○日、鷲泉寺檀家惣代秋田 奉願口上之覚 状一 の二五世。包紙は次項〈文書3〉のもの。

とある。 41 家惣代らが願う旨。 り龍門寺様御役寮宛。 より願書、 龍門寺)宛。包紙には「鷲泉寺 五》) 四月二八日、 乙丑年(慶応二年〈一三六 拝納書 前項〈文書38〉の内容を檜 本山役局書付 本山に相窺御書付 状一通 (羽州亀田 状一通 鷲泉寺の

両。本文中の「洞上復古禅師一百五十回忌」 り龍門寺御役寮宛。香資拝納の証書。金二 の記載より年代比定。洞上復古禅師は源光庵 六〉)八月朔日、京源光庵化僧高雲寺良光よ (一六三六~一七一五) のこと。 (京都市北区鷹峯北鷹峯町)開山の卍山道白 丙寅年 (慶応二年 <一八六

こと。 門寺宛。紙片あり。御一新に際して録司の 慶応四年(一八六八)六月、 永平寺監院触書 状一通 出羽亀田龍

(1)~4)を包紙に一括。

〔永平寺触書等〕 一包(状三通・一冊)

(2)永平寺触書 状一通

御領石持村今田兵三郎外四名よ

創立に関する件。 慶応四年六月、 羽州亀田龍門寺宛。学寮 太政官布告により宗規

新の旨。

三ヶ寺御用状の問い合わせ。 龍門寺方丈宛。禅林寺・龍源寺・永泉寺の 年未詳(近世ヵ)六月二〇日、 口 上 状一通

監院より

冊 拙録并支配下寺院本末調帳

本山御役寮宛。 年月日未詳 (近世)、 何州何々寺より惣御

本誌掲載資料の閲覧等について (以上資料解題 委員 佐藤秀孝

集』に公表された資料の閲覧ならびに複製を の書式によって申請してください。 希望する場合には、お問い合わせの上、 本誌および、『曹洞宗文化財調査目録解題

○お問い合わせ先

〒一五四一八五二五

東京都世田谷区駒沢一―二三―一

電話·FAX 〇三—六四三二—一五一一 曹洞宗文化財調査委員会事務局宛